



# インターネット上の海賊版サイト対策に関する 現状とりまとめ骨子

---

2022年5月31日  
事 務 局

- 近年、スマートフォンの普及が進むとともに、多様なコンテンツアプリケーションの登場に伴ってインターネット上のデータ流通量が増加の一途をたどる中で、ネットワークインフラの大容量化・高速化やコンテンツ処理技術・配信技術等の高度化等により、多くのコンテンツやデータがインターネット上で円滑に流通する環境が実現。
- 他方で、最近では、悪質かつ大規模な海賊版サイト（マンガやアニメなどのコンテンツが権利者の承諾なく違法にアップロードされているサイトをいう。）の登場が、権利者の利益を著しく損なうなどの点で大きな社会問題化。
- インターネット上の海賊版サイトの現状並びにその対策の取組の現状及び課題を整理するとともに、今後の海賊版サイト対策の取組の方向性について検討。

## 1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況

- (1) 政府における海賊版対策の取組状況
- (2) 海賊版サイトの被害状況
- (3) 民間団体における取組

## 2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題

- 2-1 政策メニューの進捗状況の把握
  - (1) 普及啓発
  - (2) アクセス抑止方策
  - (3) 発信者情報開示
  - (4) 国際連携の推進
- 2-2 広告に関する現状、課題等
- 2-3 CDNに関する現状、課題等
- 2-4 検索に関する現状、課題等
- 2-5 その他

## 3. 今後の取組の方向性（案）

- 3-1 政策メニュー
  - (1) 普及啓発
  - (2) アクセス抑止方策
  - (3) 発信者情報開示
  - (4) 国際連携の推進
- 3-2 広告
- 3-3 CDN
- 3-4 検索
- 3-5 その他

# 1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況

---

## 現状

### ○ 総務省における取組

- 2019年（平成31年）4月からインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会を開催。同年8月、ユーザの通信の秘密の保護やインターネットの自由な利用の確保等にも配慮しつつ、海賊版サイトへのアクセス抑止に資する方策の導入の実施の前提となる法的整理、導入・実施に当たっての技術的可能性等についてとりまとめた報告書を公表。
- 2020年（令和2年）12月、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組を取りまとめた「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」を公表。現在、本政策メニューに沿って取組が継続的に行われている。

### ○ 政府における取組

- 2019年（令和元年）10月、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、「インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー及び工程表」を公表。
- 2021年（令和3年）4月、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など各取組の進捗を踏まえ、総合的政策メニューの更新版を公表。

## アクセス抑止方策について

### 1. ネットワーク側におけるアクセス抑止方策

一般ユーザの意識や意向を踏まえると、契約約款等による包括同意によってユーザの有効な同意があるとしてネットワーク側での警告表示を行うことは困難。

### 2. 端末側におけるアクセス抑止方策

通信の秘密に関する法的問題を生じさせないこと、セキュリティ対策ソフトなどでの既存の取組が存在しており迅速な対応が可能であること等から、端末側における対応策を着実に促進していくことが適当。

特に、セキュリティ対策ソフトについて、権利者側とセキュリティ対策ソフト事業者側の協力体制を構築し、同ソフトへの海賊版サイトリストの迅速かつ定期的な反映を可能とする枠組みを速やかに作ることが適当。

## 今後の取組に当たっての留意点

### 1. 基本的な考え方の踏襲

関係者の共通認識の下での推進、あるべきネットワークの姿を踏まえての推進、ユーザの理解を得ながらの推進といった基本的な考え方の踏襲が重要。特に、ユーザの意向調査、各種施策の効果検証を継続的に実施することが適当。

### 2. 民間主導の枠組みの尊重

出版業界と通信業界の間で進められている、海賊版対策のための協力の在り方に関する検討・意見交換の場について、この民間主導の枠組を尊重しつつ、国として必要な支援を行っていくことが適当。

### 3. 総合的な海賊版対策の推進

著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、広告出稿の抑制といった、総合的な海賊版対策の推進が重要。

### 4. 発信者側への対応、CDN事業者への対応

発信者側(海賊版サイト側)のエンドでの取組やCDN事業者での対応なども重要。

- 依然として社会問題となっているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として、関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組について、以下の政策メニューを新たに取組み、今後推進を行う。

### 1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)の内容をアップデート【実施済、継続的に実施】
- ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集(2021年版)」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【実施済、継続的に実施】
- ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【実施済、継続的に実施】

### 2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
- ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】

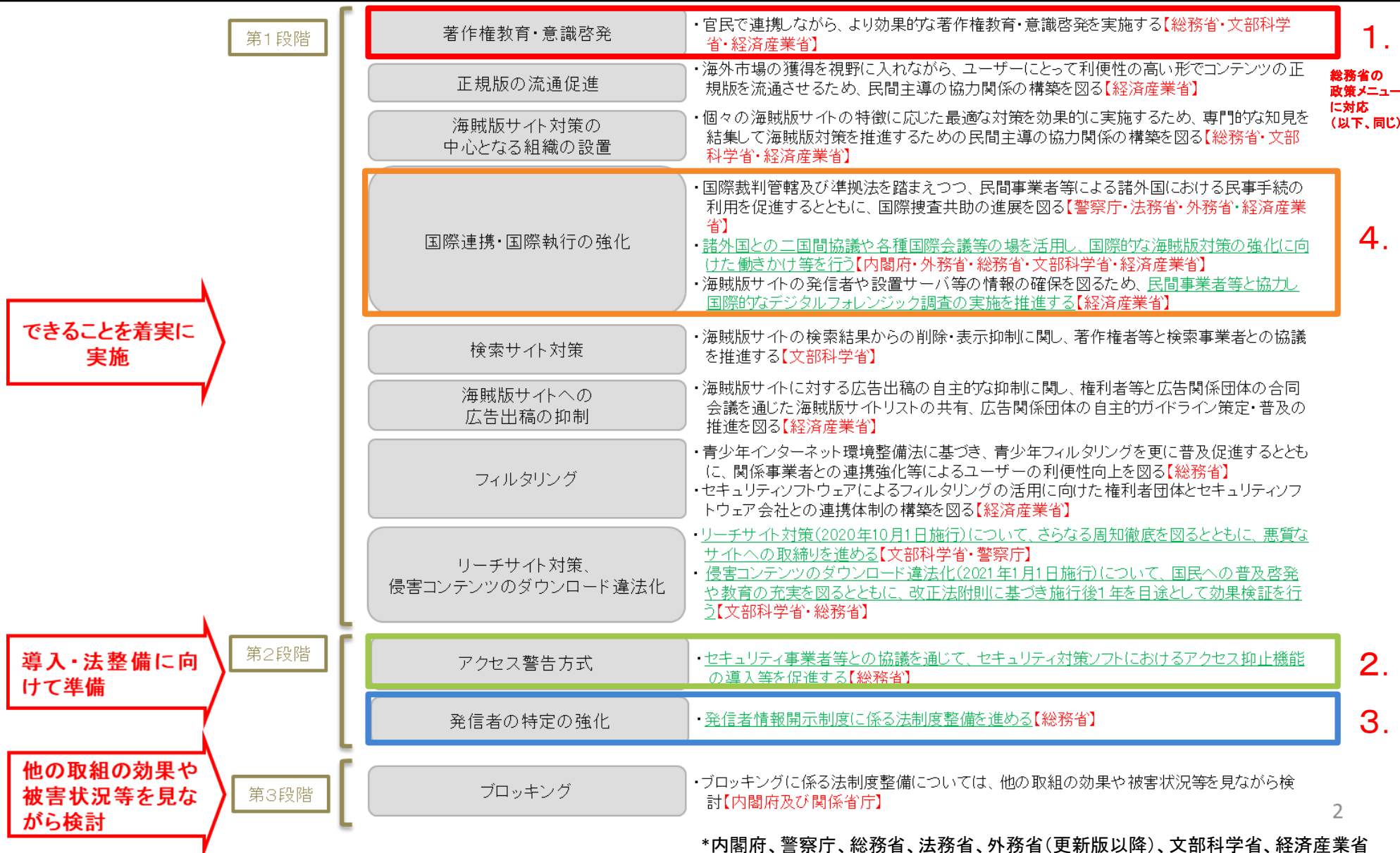
### 3. 発信者情報開示に関する取組

- ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法改正を実施【2021年4月成立】

### 4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場(ICANN等)において議論を推進【ICANN会合において継続的に実施】
- ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【今年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

- 2019年10月に、関係省庁\*による海賊版対策の取り組みとして、「総合的な対策メニュー」を公表。
- 2021年4月に、その後の状況の変化などを踏まえ、「総合的な対策メニュー更新版」を公表。



総務省の政策メニューに対応(以下、同じ)

\*内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省(更新版以降)、文部科学省、経済産業省

### 現状

- 近年、海賊版サイトへのアクセスが急増し、2021年10月にはアクセス数上位10サイトの月間合計アクセス数が4億アクセスを超えるなど被害が甚大。特に、アクセス数上位3サイトのアクセスがその大半を占めていた。
- アクセス数上位3サイトについては、現時点においてすべて閉鎖されており、直近のアクセス数上位10サイトの月間合計アクセスは下降傾向にあるが、後継サイトや模倣サイトが多数立ち上げられており、予断を許さない状況。

#### < (一社) ABJ発表 (第5回会合、第6回会合) >

- 2021年12月のアクセス数上位10サイトの月間合計アクセス数は約3.9億アクセス。また、その中でも、上位2サイトのアクセス数だけで約3.0億アクセスとなっており、特定の海賊版サイトへのアクセスが集中している傾向。
- 2021年12月のアクセス数上位10サイトのうち、運営者がベトナムに拠点を置くと推測されるサイトのアクセス数の合計は約3.1億アクセス。
- 2021年の年間でアクセス数上位10サイトのうち試算可能なサイトでタダ読みされた金額は約1兆19億円。紙と電子を合わせた2021年のコミック市場の販売金額は6,759億円（公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所調べ）となっており、コミック市場において、タダ読みされた金額は決して無視できない金額。
- 2021年12月のアクセス数上位10サイトのうち6つがオンラインリーディング型となっており、海賊版サイトの主流がダウンロード型（リーチサイト型を含む）からオンラインリーディング型に移行。

(インターネット上の海賊版サイトの現状について、第8回会合を踏まえ、追記予定)



### 現状

#### < (公財) 日本漫画家協会 (第5回会合) >

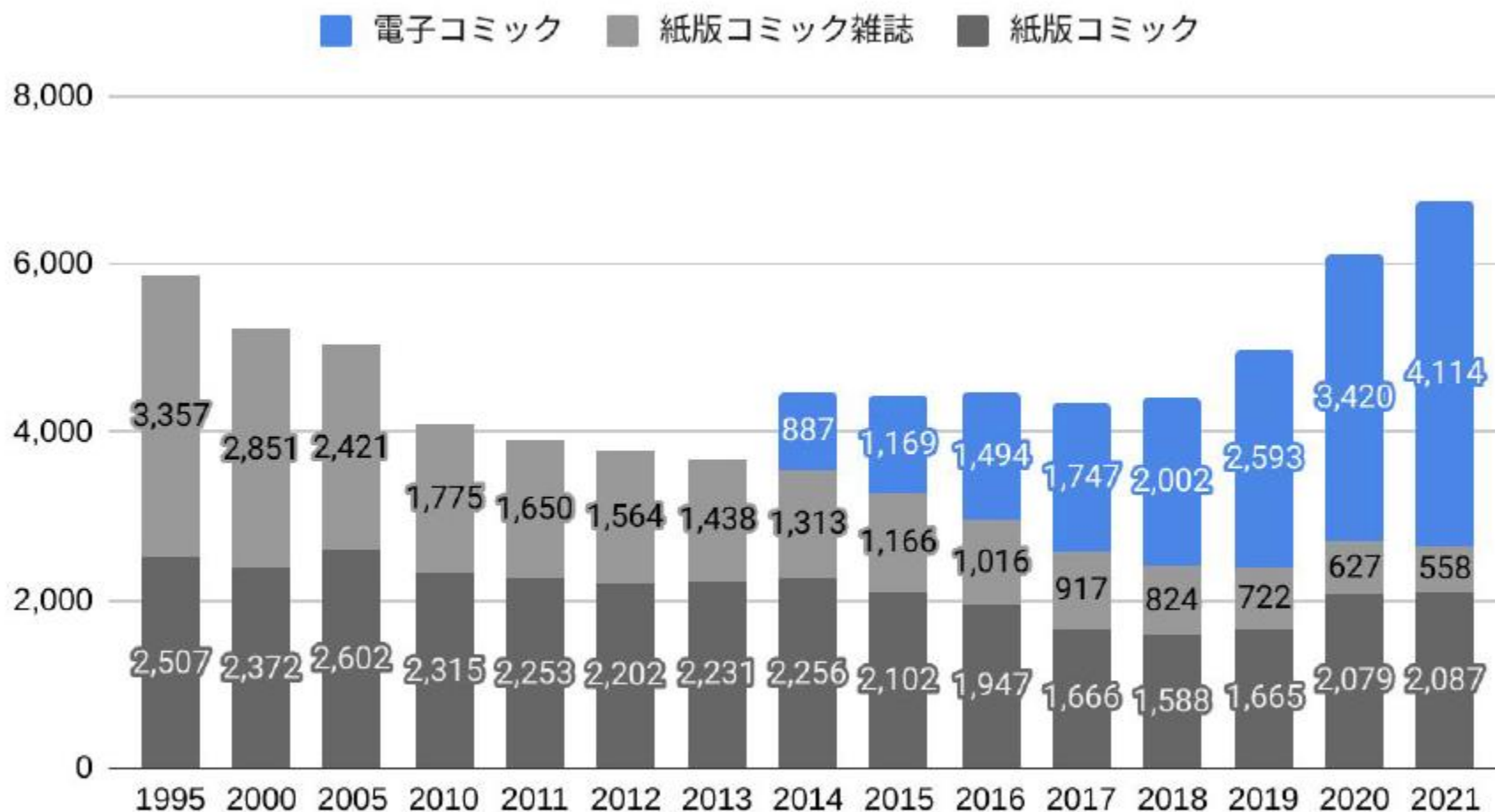
- ある海賊版のリーチサイトでは最新の単行本のアップロードが確認されないなど、著作権法改正によるリーチサイト対策や出版社による取組の効果が出ている。
- 一方、あるストリーミング型の海賊版サイトでは、雑誌掲載の最新話まで閲覧可能となっている。また、そのアップロードされた画像に著作権を主張するような透かしが載せられているほか、電子版のコピーのため画質が良く、雑誌の発売当日にアップロードされるなどの傾向がある。
- 紙で出版されず、電子版のみでしか出版されない新人作家に特に深刻なダメージを与える。

#### < 中島弁護士発表 (第6回会合) >

- 大手海賊版サイトの特徴
  - ・ 本人確認の必要がないCDNや通信サービスを利用
  - ・ 「防弾ホスティング」と呼称されるサービスを通じてオリジンサーバを秘匿
  - ・ VPN接続やTorの利用によりIPアドレスから発信者が特定されないようにしている
  - ・ 著作権侵害通知に応じないCDNやサーバ会社を利用し契約解除やサイト閉鎖等を回避



## コミック市場（紙＋電子）販売金額推移



出典：[全国出版協会・出版科学研究所](#)

#### 現状

##### < (一社) ABJ発表 (第5回会合、第6回会合) >

- ABJにおいて、①ABJマーク（正規版サービスの証）の策定・運用・普及、②啓発活動、③海賊版サイトリストの作成・利活用、④関係省庁、関係団体との連携の4本柱の活動を通じ、出版社個社では出来ない取組を実施。
- 啓発活動として、2021年（令和3年）2月16日から「STOP！海賊版キャンペーン」を実施しており、同年3月末時点でABJにツイートへのリツイートが7,000回以上、同ツイートへのいいねが1万3千回、バナー広告表示回数が1億3千万回となるなど、ダウンロード型の抑え込みに寄与。

##### < (一社) SIA発表 (第5回会合) >

- 海賊版サイト撲滅に向け、出版・通信・IT等、コンテンツとインターネットに携わる事業者が参集・協力し、海賊版サイトへのアクセスを抑制するための連携施策を検討・実施するため、2018年（平成30年）12月から**海賊版対策実務者意見交換会**を開催。
- 2020年（令和2年）11月25日より**海賊版サイト情報共有スキーム**を正式運用開始。これは、ABJが認定した海賊版サイト情報を、協力事業者に提供し、海賊版サイトへのアクセスを抑制する取組。協力事業者は各社の製品・サービスなどにこの情報を活用し、フィルタリングやセキュリティの機能を強化することで、ユーザが海賊版サイトにアクセスすることを抑制することを目的。
- 海賊版サイト情報共有スキームについては、2020年（令和2年）2月から開始されたテスト運用を含め、これまでに**398件の海賊版サイト情報**を協力事業者に提供。

## ★24作品バナー

海賊版を検索した人にメッセージバナー広告を表示。海賊版視聴者が多いYouTube、海賊版サイト情報のやりとりが多いTwitterを中心に投稿

<p>違法サイトで読まないで言ったのに。STOP! 海賊版</p>	<p>違法サイトで読む人間は返送されたはず…。STOP! 海賊版</p>	<p>正倒的違法マンガ前者…!! STOP! 海賊版</p>	<p>待てコラァ!! 違法サイトは許さん!! STOP! 海賊版</p>	<p>え…違法サイトはないでしょ…。STOP! 海賊版</p>	<p>お金がなくても違法は…違法はダメ… STOP! 海賊版</p>
<p>お前が使ったの、違法サイトだよ。STOP! 海賊版</p>	<p>違法サイトで読むのは、とても悲しいの。STOP! 海賊版</p>	<p>違法で読む自分、いやじゃないの…? STOP! 海賊版</p>	<p>違法マンガの間質は大回車であります! STOP! 海賊版</p>	<p>違法サイトで読むなんて…こわいよ… STOP! 海賊版</p>	<p>妙だな…違法サイトで閲覧だぞ? STOP! 海賊版</p>
<p>違法サイトで読むの、絶対大丈夫じゃないよ。STOP! 海賊版</p>	<p>面て…! 前つんだ違法サイトを!! STOP! 海賊版</p>	<p>俺の直感だが、お前違法サイトで読んだか…!? STOP! 海賊版</p>	<p>うわ…違法サイトで読む派ですか? STOP! 海賊版</p>	<p>ああ…違法で読むとはまさに鬼の所業… STOP! 海賊版</p>	<p>いや、違法マンガはまずいだろ…。STOP! 海賊版</p>
<p>約束して、もう違法で読まないって。STOP! 海賊版</p>	<p>違法で読んだこと、それがお前の罪だ… STOP! 海賊版</p>	<p>違法で読む、漫画愛なんていない…。STOP! 海賊版</p>	<p>おいおいおい、その漫画、違法じゃ… STOP! 海賊版</p>	<p>違法読者と走っていたなんて… STOP! 海賊版</p>	<p>犯罪者の対処にされるの、悔しくないですか? STOP! 海賊版</p>

固定されたツイート

**STOP! 海賊版** @stopkaizokuban · 2月16日  
本日始動! /

今年1月1日の「改正著作権法」施行を受け、**#STOP海賊版**の新プロジェクトを開始します。第一弾は「**#きみを犯罪者にしたくない**」です。

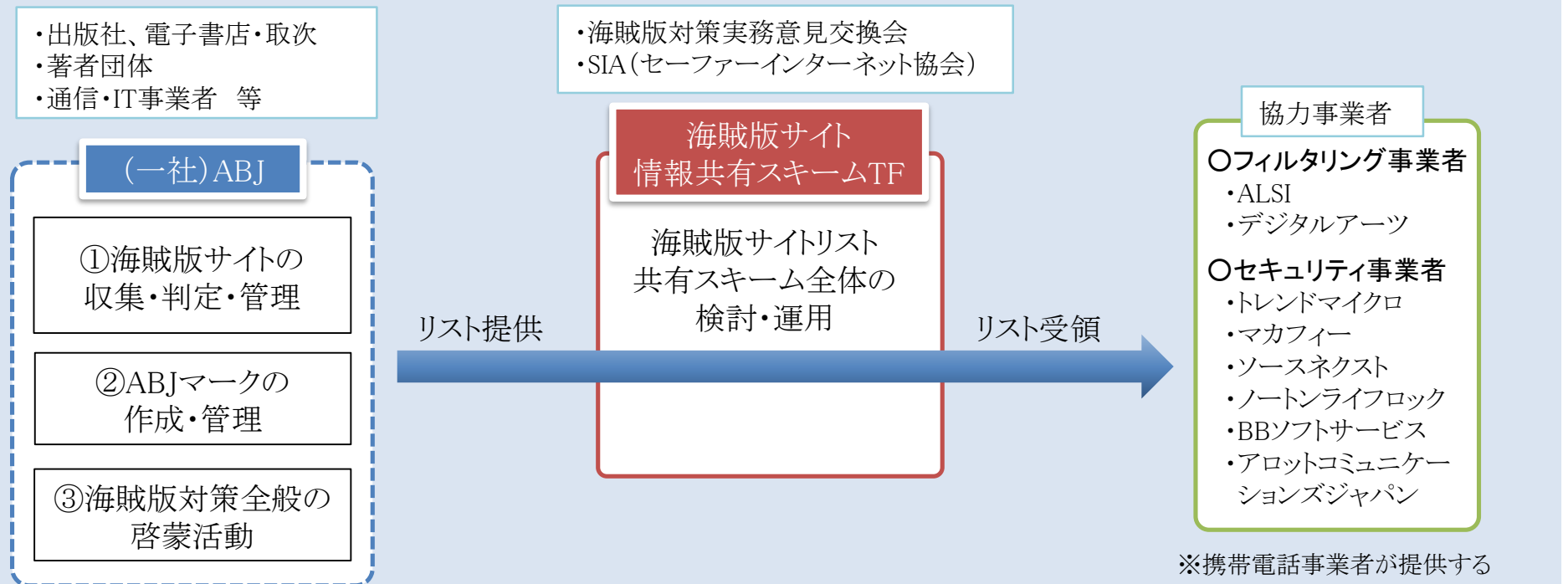
大人気漫画24作品と連携し、漫画を愛するみなさんに違法サイトの注意喚起を行っていきます。

詳しくはこちら!  
[abj.or.jp/stopkaizokuban](http://abj.or.jp/stopkaizokuban)

95 7,367 1.3万

- 民間部門が協力して、海賊版サイトのリストを策定・共有。
  - 出版業界だけでなく通信・IT業界とも協力して新法人を設立し、同法人において海賊版サイトの収集・判定を実施(2020年10月開始)
  - 海賊版対策実務意見交換会で策定した枠組みに基づきSIA(セーフアーインターネット協会)が海賊版サイトリストの情報共有スキームを運用(同年11月開始)
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトへ海賊版サイトのリストを活用。

## 出版 & 通信業界による民間の取組(リスト策定・共有)



※携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにもリストを活用

## 2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題

---

## 現状

## (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

## ① e-ネットキャラバン

- ・ e-ネットキャラバンの講座内容に2021年1月に施行された著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容を加えるアップデートを2021年（令和3年）1月に実施。
- ・ 2021年度は、2,559件の講座を実施し、約40万人が受講。（2006年度開始以来の実績：26,350件、のべ約423万人）

## ② インターネットトラブル事例集

- ・ 著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を2021年（令和3年）3月に作成・公表。更に内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2022年版）」を2022年（令和4年）3月に作成・公表。
- ・ 全国の総合通信局等・地方公共団体等（約1,800箇所）に周知チラシを発送（2021年版、2022年版実施）。文部科学省から全国の教育委員会に事務連絡を発送（2021年版、2022年版実施）。

## ③ 普及啓発動画

- ・ 出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施中。
- ・ 2022年（令和4年）5月時点で、YouTube（総務省:約39,000回再生、4キャリア合計:約27,000回再生）、Twitter（総務省:約1,900回再生、4キャリア合計:約30,000回再生）、Facebook（4キャリア合計:約25,000回再生）、店頭放映（4キャリア合計:約8,400店舗）。

## これまでの主な意見

- アップロードに手間取っているのではないかという話があったが、私も人が減っているのではないかと考えている。有罪判決が出て報道されたということは、違法コンテンツをアップロードしている人の中ではインパクトがあったのではないかと。考えてみたら当たり前の話ではあるが、実刑になった上に、しかるべき追徴金も受けてということが向こうのリソースの減少に影響しているのかなと思う。逆に言うと、一般の方々に対しても、例えばダウンロード違法化について、刑事の判決が出たことなども周知していけばよいと思った。【森構成員(第5回会合)】
- そもそもアップロードすることが違法だということをきちんと伝えなければいけない。それは、アップロードしている人たちというより、気がつかずに見ている人たちに対して、あなたが見ているのは違法なサイトだということを伝えていくべき。また、ABJマークについて、知識がないとそれが正規版を称しているマークだということを分かってもらえないのではないかと。そこも何か対策ができていけばいいと思う。いずれにしても、キャンペーン期間だけではなく、また、e-ネットキャラバンのように学校など閉ざされたところだけでなく、もっと大きなキャンペーンを1年中張っていなきゃいけないと思った。【長田構成員(第5回会合)】
- 犯人が捕まって刑事の判決が出てしかるべき責任を負うんだということは、アップロードしているグループに対しても強い抑止力になり、また、国内の人たち、カジュアルユーザーと言われる人たちにとっても、これを上げているひとは犯罪者なんだというふうに思ってもらうことは非常に重要。そのため、見るのが悪いということはもちろん十分に啓発して、また、アップロードが犯罪だということも併せて付け加えてやるといいのではないかと。【森構成員(第5回会合)】
- 日本にいる海賊版ユーザーへの対策で映画のPRという話があったが、ストリーミング形式が日本では違法になっていないという話になると思う。格好悪いまでは言えても、違法だというキャンペーンはしづらいのではないかと。【上沼構成員(第5回会合)】
- アクセスする人に対し非常に不健全な広告が出たり、あるいは広告を消すといった行為をしたときに、非常に危ないことが起こるということを経験していないユーザーが非常に多いというのが現状なのかなと思うと、アクセスユーザーサイドに対しての周知や、情報が盗まれているというプライバシーに関しての問題が起こっているというプロモーション、単に権利者の権利を侵害しているということだけではなく、ユーザー自身にもリスクがあるということも、一緒に周知するのが非常に有効ではないかと。【江崎座長代理(第6回会合)】



○ ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のために、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発教材に2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)の内容を盛り込むとともに、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表

【実施済、継続的に実施】

① e-ネットキャラバン

著作権侵害防止を含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」。情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

e-ネットキャラバン教材(抜粋)



e-ネットキャラバン講座実施の様子



② インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資する、インターネットに係る著作権侵害等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集。2009年度より毎年更新・作成し公表。2022年版では著作権に関するページを更新し、解説動画も近日中に公開予定。

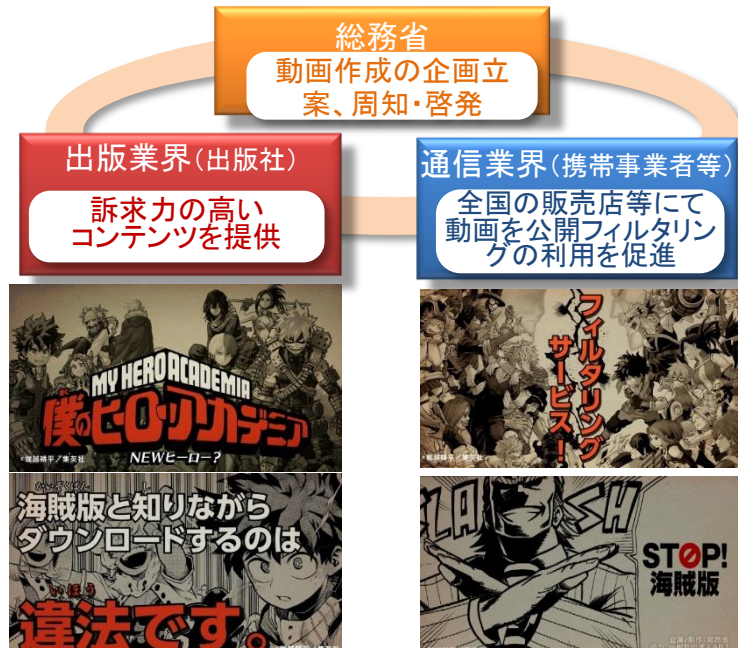
インターネットトラブル事例集(2022年版)(抜粋)



③ 普及啓発動画

出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成・公表。総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の携帯ショップの店頭・家電量販店、青少年の啓発現場等において活用している。

普及啓発動画作成における協力体制イメージ



## 現状

## (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

## ① セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査

- ・ 2020年（令和2年）11月（第1回調査）、2021年（令和3年）11月（第2回調査）及び2022年（令和4年）3月（第3回調査）、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザへのアンケート調査を実施。
- ・ アンケート調査の結果は以下のとおり。
  - 著作権法改正（ダウンロード違法化）に対する認知度：  
詳しい内容まで知っていたと回答した割合は、いずれの調査においても約1割程度となっており、**ダウンロード違法化についての認知度は高くない**。（第1回調査：10.3%、第2回調査：7.2%、第3回調査：7.2%）
  - ダウンロードが違法化された前提での海賊版サイトへのアクセス意向：  
アクセスしたくないと回答した合計の割合は、いずれの調査においても9割を越えており、**ほとんどのユーザは海賊版サイトへのアクセスをしたくないと考えている**。（第1回調査：91.9%、第2回調査：93.4%、第3回調査：93.0%）
  - 警告画面表示によるアクセス抑止効果：  
アクセスしないと回答した合計の割合は、いずれの調査においても9割を越えており、**ほとんどのユーザはアクセス抑止機能が導入されれば海賊版サイトにアクセスしない**。（第1回調査：94.4%、第2回調査：98.1%、第3回調査：97.7%）
  - セキュリティ対策ソフト上での警告画面表示の有用性：  
有用であると回答した合計は、いずれの調査においても約9割程度となっており、**ほとんどのユーザはアクセス抑止機能が有用であると考えている**。（第1回調査：88.0%、第2回調査：90.4%、第3回調査：90.4%）
  - 警告画面表示機能のセキュリティ対策ソフトの標準搭載に対する意向：  
標準で搭載してほしいと回答した合計は、いずれの調査においても8割を越えており、**ほとんどのユーザはセキュリティ対策ソフトにアクセス抑止機能が標準されていることが望ましいと考えている**。（第1回調査：82.7%、第2回調査：89.1%、第3回調査：90.3%）。

## 現状

## (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

## ② セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止方策の促進

- ・ セキュリティ対策ソフト事業者等との実務者検討会を2020年8月以降継続的に開催。

## ※ 実務者検討会参加企業・団体

セキュリティ対策ソフト事業者（トレンドマイクロ、マカフィー、ソースネクスト、ノートンライフロック、カスペルスキー、BBソフトサービス、イーセットジャパン、キヤノンマーケティングジャパン）、携帯電話事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）、関係事業者団体（一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会）

- ・ ①の調査結果を踏まえ、セキュリティ対策ソフト事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを実施。
- ・ 2022年（令和4年）3月時点で、セキュリティ対策ソフト事業者5社（トレンドマイクロ、マカフィー、ソースネクスト、ノートンライフロック、BBソフトサービス）、携帯電話事業者4社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）の提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、ABJから提供される海賊版サイトのリスト等をもとに**海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入**。

※ BCN AWARD2022部門別受賞企業（セキュリティソフト）において、上記導入済みセキュリティソフト事業者5社の国内販売シェアは8割程度（出典：[https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents\\_type=307](https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents_type=307)）

## 現状

## (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- 1 ユーザ当たりのアクセス回数分布の中央値が 1 となっており、警告画面が表示された後はアクセスしなくなる傾向が見られることから、アクセス抑止機能はライトユーザにとって有効と考えられる。

## &lt;トレンドマイクロ（株）発表（第7回会合）&gt;

## ③ アクセス抑止方策の効果検証結果

- ・ アクセス抑止機能を導入しているトレンドマイクロ株式会社の提供するサービス（ウィルスバスター）において、（一社）ABJから提供されるリストにある海賊版サイトにユーザがアクセスした際、デフォルトで、「違法または検出されたコンテンツ」カテゴリにより警告画面が表示されるようになっている。
- ・ アクセス抑止機能導入前の2020年5月と同機能導入後の同年7月を比較したところ、「違法または禁止されたコンテンツ」カテゴリの警告数（ユニークIP数）が約5.8倍となり、その後高水準で推移している。
- ・ 海賊版サイト別、月次の警告数の推移では、アクセス上位2サイトへの警告数が高水準となっており、月間約50万から75万件の警告数。
- ・ 1 ユーザ当たりのアクセス回数分布を見ると、上位10%で約6割のアクセスをしており、最もアクセスしたユーザは705アクセス。また、中央値は1となっていることから、ほとんどのユーザは1回から数回程度しかアクセスしていない。1回アクセスしたところ警告が表示されたため、その後はアクセスしなくなるという傾向。

### これまでの主な意見

- ユーザー属性について、海賊版サイトにアクセスする人は、正規版の潜在的なユーザーでもあると考えられる。金銭的余裕がないものの、時間的余裕がある人が海賊版サイトに興味を持っているのではないか。【江崎座長代理(第5回会合)】
- 中央値がアクセス回数1回ということは、中には当然、警告を理解して以降そこに行かなかったという方も含むと思うが、厳しく言うと、最初からあまりどういうサイトか分からず、紛れ込んで、警告とは無関係に気がついた方もいると思うため、これ全部が警告のおかげとも言えない気がする。【田村構成員(第7回会合)】

## ①アクセス抑止機能に関するユーザの意向調査

- 2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)を踏まえ、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザへのアンケート調査を実施【実施済、継続的に実施】

## ②セキュリティ事業者や携帯電話事業者との実務者検討会の開催

- セキュリティ事業者等との実務者検討会を2020年8月以降継続的に開催。上記の調査結果を踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトの導入・普及促進の検討・実施【セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止機能導入の進捗を踏まえて実施】

### <セキュリティ事業者等との実務者検討会への参加企業・団体>

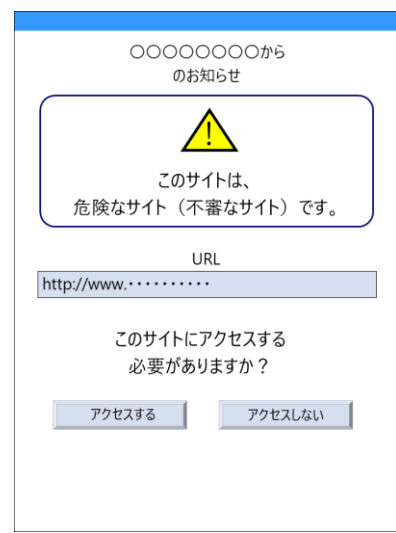
- |  |  |   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレンドマイクロ株式会社</li> <li>・マカフィー株式会社</li> <li>・ソースネクスト株式会社</li> <li>・株式会社ノートンライフロック</li> <li>・株式会社カスペルスキー</li> <li>・BBソフトサービス株式会社</li> <li>・イーセットジャパン株式会社</li> <li>・キャノンマーケティングジャパン株式会社</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社NTTドコモ</li> <li>・KDDI株式会社</li> <li>・ソフトバンク株式会社</li> <li>・楽天モバイル株式会社</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人コンピュータソフトウェア協会</li> <li>・特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会</li> <li>・総務省</li> </ul> |
|--|--|---|



2022年3月時点で、トレンドマイクロ・マカフィー・ソースネクスト・ノートンライフロック・BBソフトサービス・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルにおいて、(一社)ABJのリスト等をもとに、海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入

※ BCN AWARD2021部門別受賞企業(セキュリティソフト)において、上記導入済みセキュリティソフト事業者5社の国内販売シェアは8割程度(出典: [https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents\\_type=307](https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents_type=307))

### 【警告表示(イメージ)】

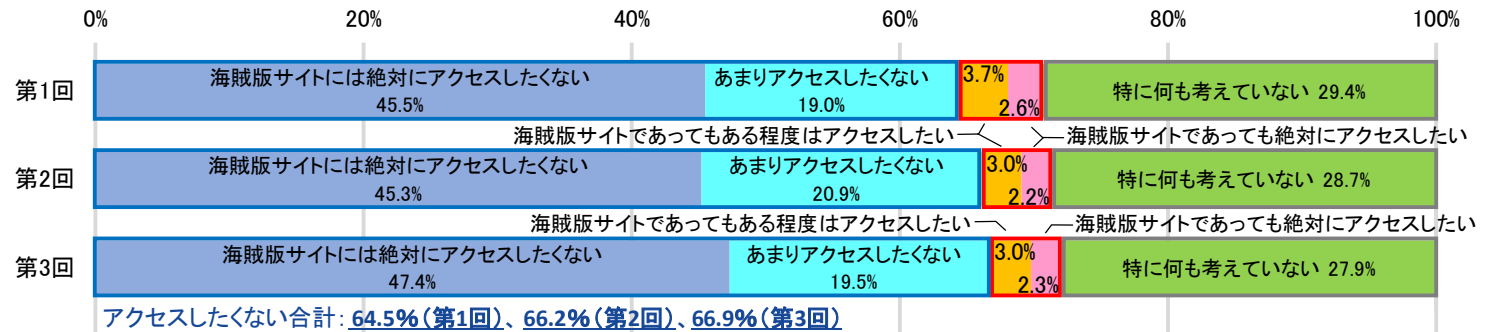


<概要>

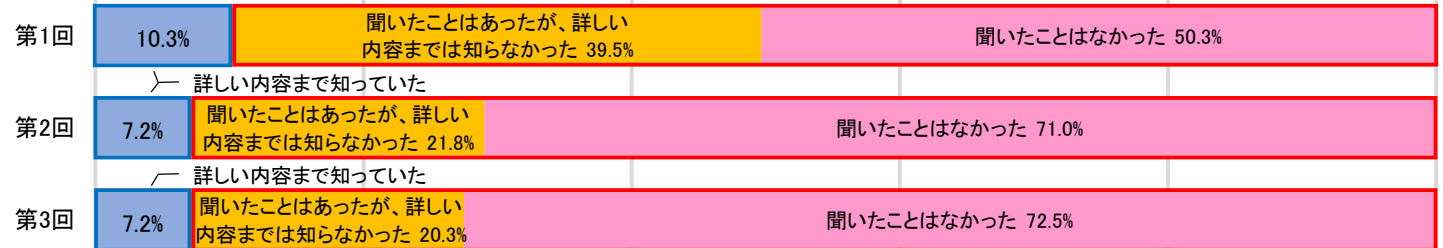
- 第1回  
調査実施期間: 2020年11月19日(木)～2020年11月25日(水)、回答者数: 2,000名 (WEBアンケート調査)
- 第2回  
調査実施期間: 2021年11月12日(金)～2021年11月15日(月)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)
- 第3回  
調査実施期間: 2022年3月7日(月)～2022年3月9日(水)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)

【第1回: N=2,000、第2・3回: N=2,066】

海賊版サイトへのアクセスに対する考え方



著作権改正 (ダウンロード違法化) に対する認知度



(違法化された前提で) 海賊版サイトへのアクセス意向

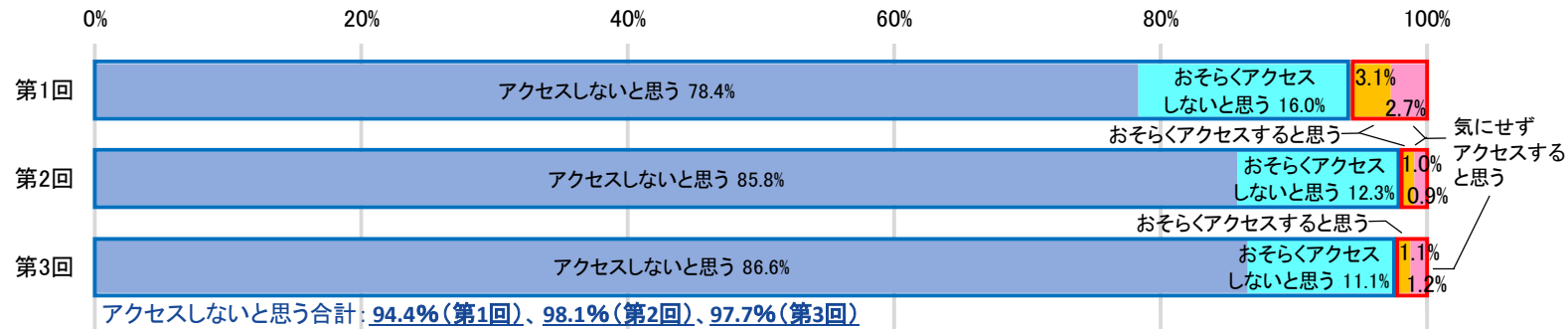


<概要>

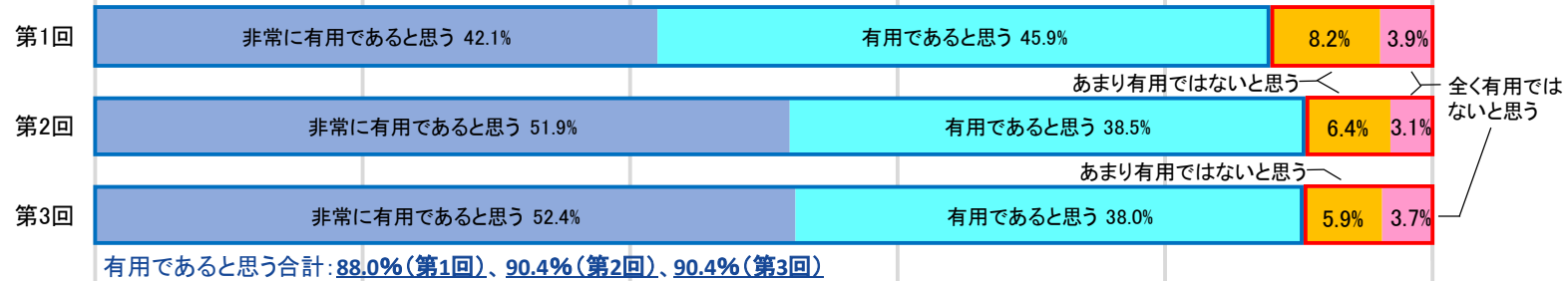
- 第1回  
調査実施期間: 2020年11月19日(木)～2020年11月25日(水)、回答者数: 2,000名 (WEBアンケート調査)
- 第2回  
調査実施期間: 2021年11月12日(金)～2021年11月15日(月)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)
- 第3回  
調査実施期間: 2022年3月7日(月)～2022年3月9日(水)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)

【第1回: N=2,000、第2・3回: N=2,066】

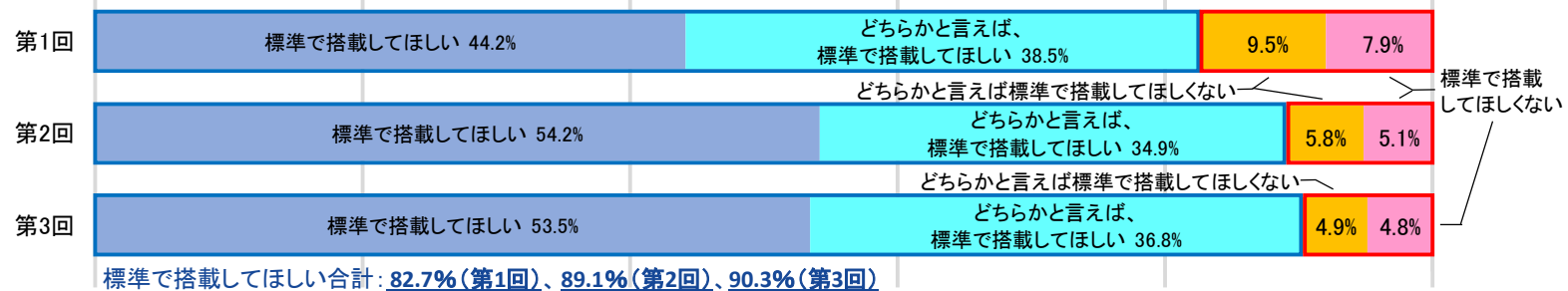
警告画面表示による  
アクセス抑止効果



セキュリティ対策ソフト上での  
警告画面表示機能の有用性



警告画面表示機能の  
セキュリティ対策ソフトへの  
表示搭載に対する意向





- 民間部門が協力して、海賊版サイトのリストを策定・共有。
  - 出版業界だけでなく通信・IT業界とも協力して新法人を設立し、同法人において海賊版サイトの収集・判定を実施(2020年10月開始)
  - 海賊版対策実務意見交換会で策定した枠組みに基づきSIA(セーフターインターネット協会)が海賊版サイトリストの情報共有スキームを運用(同年11月開始)
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトへ海賊版サイトのリストを活用。

出版 & 通信業界による民間の取組(リスト策定・共有)

・出版社、電子書店・取次  
・著者団体  
・通信・IT事業者 等

(一社)ABJ

①海賊版サイトの  
収集・判定・管理

②ABJマークの  
作成・管理

③海賊版対策全般の  
啓蒙活動

・海賊版対策実務意見交換会  
・SIA(セーフターインターネット協会)

海賊版サイト  
情報共有スキームTF

海賊版サイトリスト  
共有スキーム全体の  
検討・運用

リスト提供

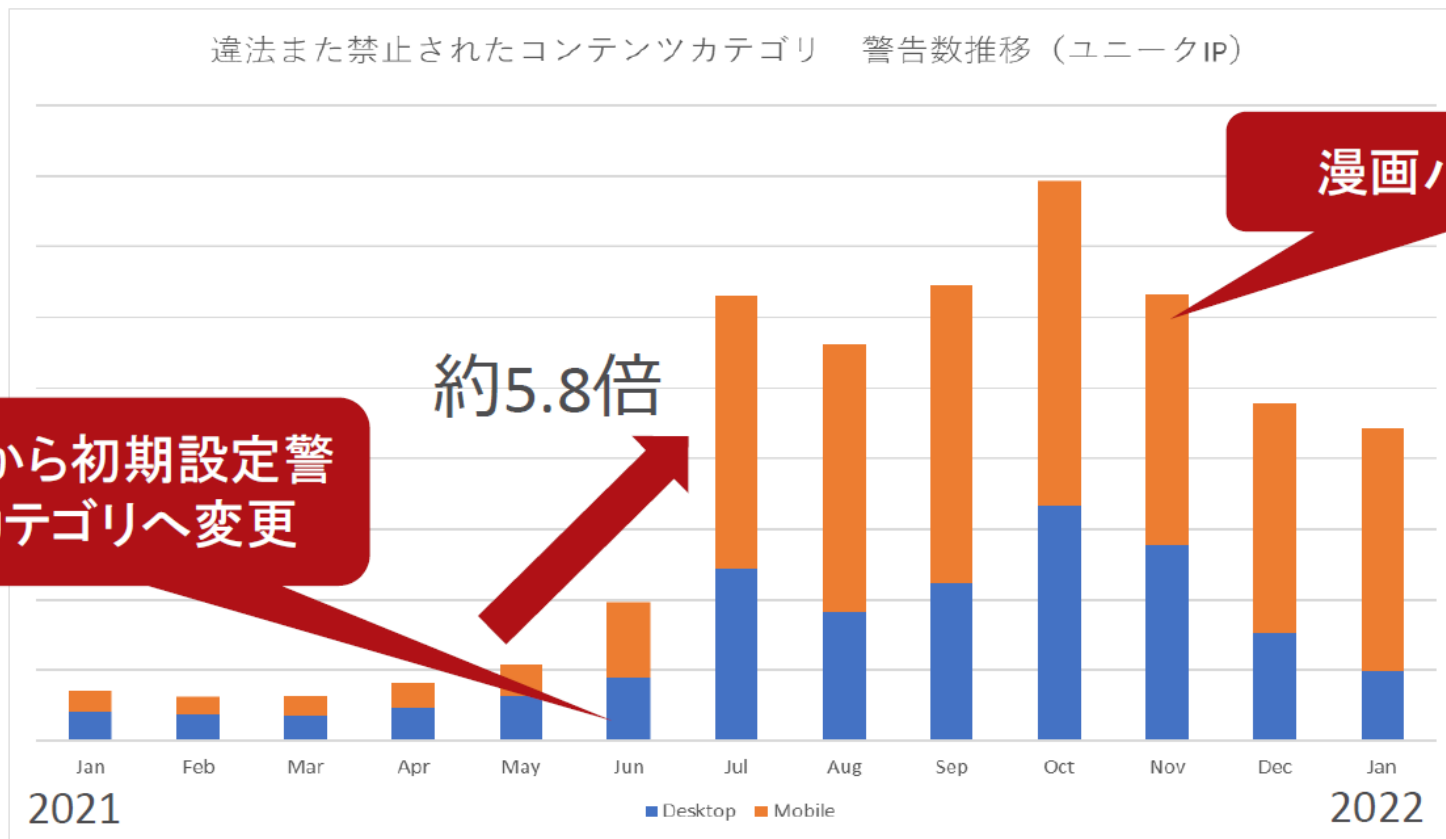
リスト受領

協力事業者

- フィルタリング事業者  
・ALSI  
・デジタルアーツ
- セキュリティ事業者  
・トレンドマイクロ  
・マカフィー  
・ソースネクスト  
・ノートンライフロック  
・BBソフトサービス  
・アロットコミュニケー  
ションズジャパン

※携帯電話事業者が提供する  
セキュリティ対策ソフトにもリストを活用

# 違法または禁止されたコンテンツカテゴリ 警告数推移 (ユニークIP)



6/24から初期設定警告カテゴリへ変更

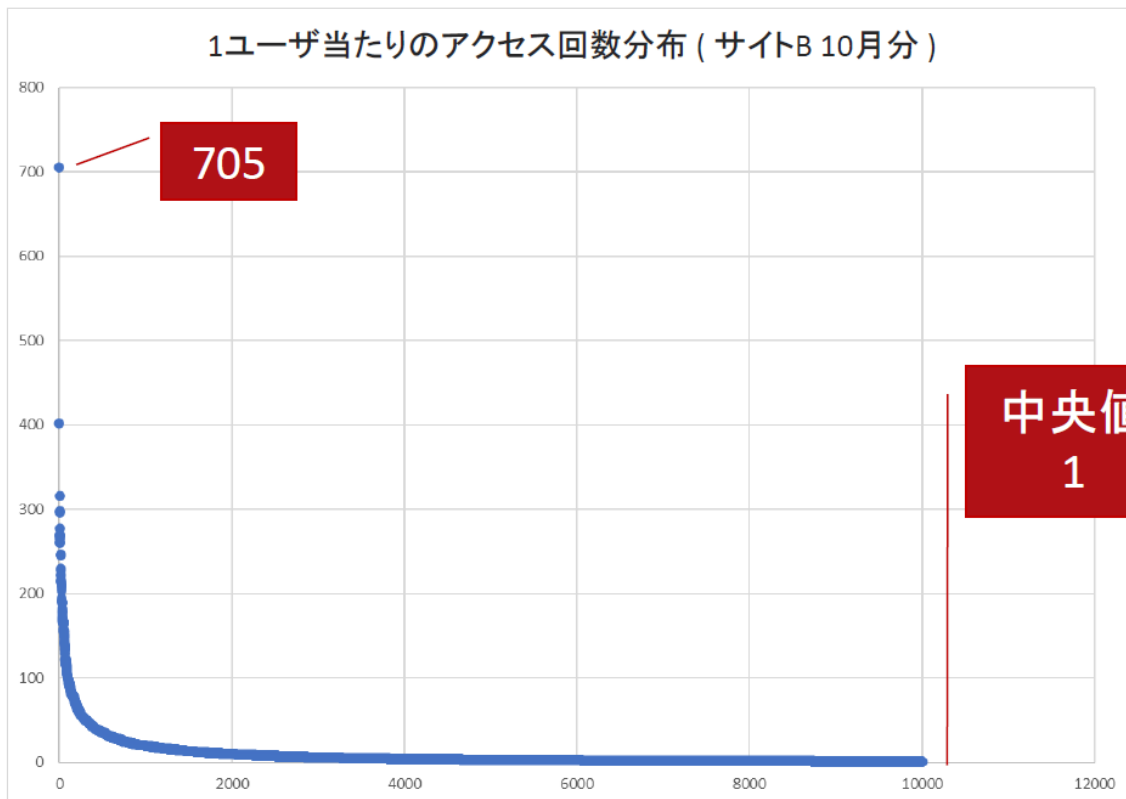
約5.8倍

漫画バンク閉鎖

※「Mobile」は、KDDI版およびトレンドマイクロ版を含むiOS/Android全体の件数  
※弊社およびKDDI版製品の制限により、iOS版およびKDDI版ではユニークIPアクセス数を取付できないため、Android版の平均アクセス数をもとに算出



# 1ユーザ当たりのアクセス回数分布



上位10%で約6割のアクセスをしており、Top1は705アクセス、中央値は1であることから、ほとんどのユーザは1~数回しかアクセスしていない

※10,000位までの結果を表示。10,001位以上はアクセス数1。  
※本グラフにはKDDI様から提供している製品データは含んでいません。



## 現状

## (3) 発信者情報開示に関する取組

- 2021年（令和3年）4月、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。2022年（令和4年）10月1日施行予定。
- 本改正法によって、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの制度的見直しが行われた。
- 従来、海外企業に対する発信者情報開示請求は、大使館などを経由する送達手続に長い時間を要したが、新設する非訟手続では、**海外企業に対してEMS等での申立書の送付などより簡易な申立てが可能となるため、海賊版サイトによる著作権侵害についても、海外企業に対する発信者情報開示の申立ての簡易化による事件の迅速な処理が期待される。**

## ＜中島弁護士発表（第6回会合）＞

- 日本で裁判管轄が認められる海賊版サイトにサーバを提供する外国会社に対して発信者情報開示請求を行う場合、現行の日本の制度では、氏名や住所などの契約者情報の開示を求める本訴を行う場合、国際送達に最低でも数か月かかる。

- インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを実施。
- 海賊版サイトによる著作権侵害についても、新たな裁判手続の利用が可能であり、海外企業に対する発信者情報開示の申立ての簡易化による事件の迅速な処理が期待される。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

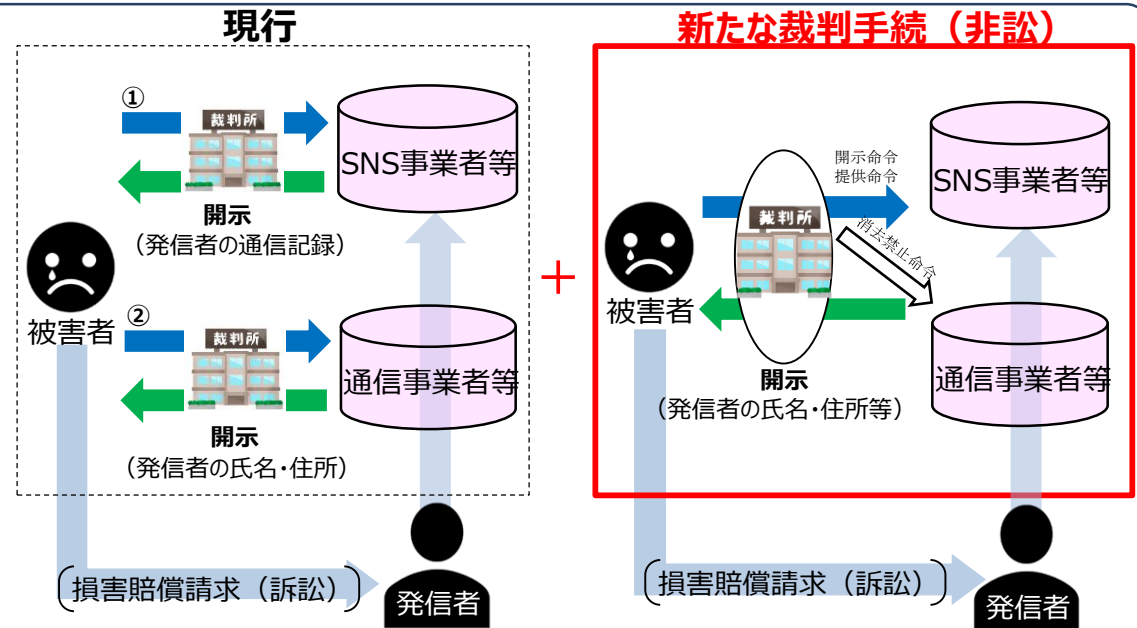
## 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

### 【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。



施行日：2022年10月1日

- 従来、海外企業に対する発信者情報開示請求は、大使館などを經由する送達手続に長い時間を要したが、新設する非訟手続では、海外企業に対してEMS等での申立書の送付などより簡易な申立てが可能

## 現状

## (4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

## ① 国際的な場（ICANN等）における議論の推進

## ➤ GAC（政府諮問委員会）会合における働きかけ

・ ICANN70～72（2021年3月～10月）の各会合において、ICANNとの契約を遵守していないレジストラの事例や、「レジストラホッピング」（ドメイン名を利用した不正行為の報告をレジストラへ行う度に、ドメイン名の登録が他のレジストラへ変更されること。）の事例を紹介するとともに、**レジストリ・レジストラに対してICANNとの契約遵守を徹底するための方策や、「レジストラホッピング」のような問題への対応方策をGAC内で検討することなどを提案。**

・ ICANN73（2022年3月）において、新たな課題として、同一の者と思われるレジストラントが、同じレジストラから異なるドメイン名を取得し、ドメイン名を利用した不正行為を継続している事例を紹介し、**（1）ICANNコンプライアンス部門による継続的な監査や、（2）ICANN内の他組織と連携した対応策の検討等を提案。**

## ➤ ICANN CEOへの働きかけ

・ 2021年9月に、ICANNのトップであるCEOのGoran Marby氏に対して、海賊版サイトで利用されているドメイン名を登録するレジストラへの対応について、働きかけを実施。

・ ICANNコンプライアンス部門との意見交換など、引き続きICANNへ働きかけを実施する予定。

## ➤ G7デジタル大臣会合

・ 2022年5月10日～11日に、G7デジタル大臣会合が開催され信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進等について議論するとともに、大臣宣言を採択。

・ 大臣宣言において、DFFTに関連して「データガバナンスに対する我々の多様なアプローチを認識しつつ、我々は、機会を活用し、特にセキュリティ、プライバシー、データ保護及び知的財産権の保護に関連して生じる課題に対処するために、引き続き協力する。」と記載。（仮訳（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000813435.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000813435.pdf)））

## 現状

## 【4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進】

## ② 二国間における議論の推進

## ➤ 日EU・ICT政策対話、日EU・ICT戦略ワークショップ

- ・ 2021年（令和3年）11月17日に第12回日EU・ICT戦略ワークショップ、2022年（令和4年）2月3日に第27回日EU・ICT政策対話を実施。日本側から、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」等について紹介。

## ➤ 日独ICT政策対話

- ・ 2022年（令和4年）3月23日に第6回日独ICT政策対話を実施。日本側から、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」等について紹介。

## ➤ 日ベトナムICT共同作業部会

- ・ 2021年（令和3年）12月、日ベトナムICT共同作業部会において、日本における海賊版対策の取組内容や、発信者情報開示制度やその制度改正内容について伝えるとともに、ベトナムにおいても海賊版対策の一環として発信者特定のための同様の制度整備を提案。
- ・ 同部会では、ベトナムにおける海賊版サイト運営者の身元に関する情報が、情報通信当局やネットワーク技術者のコミュニティにおいてあれば、ベトナム捜査当局に共有するよう依頼。
- ・ ベトナム側からは発信者情報開示制度については是非今後詳細の共有がほしいとの回答があり、サイト運営者の身元に関する情報については、引き続き情報共有等の協力を進めることとなった。

**これまでの主な意見**

- ICANNの取組はすばらしい。ただ、レジストラの身元確認の強化については、国によっては悪用され、発信の自由を危うくするおそれがあることに十分留意しながら進めていただきたい。【江崎座長代理(第5回会合)】
- ◆ トップレベルドメイン名が1,000 超えているので、レジストラやレジストリを規制するのはかなり難しい。また、実在しない住所で申込みするというのもざらにある。【オブザーバ: 日本インターネットプロバイダー協会(立石氏)】
- ◆ そのドメイン名が確かに連絡が取れる人が持っているのかどうかというのを抜き打ちで検査をしており、メールで承認しないとドメイン名がホールドされるということをやっているが、どこまで効果があるというのと、何百万とあるので、なかなか難しい【オブザーバ: 日本インターネットプロバイダー協会(立石氏)】
- ◆ 2023年に IGF (Internet Governance Forum) が日本で開催される。多国間連携が重要になる。【オブザーバ: 日本インターネットプロバイダー協会(立石氏)】



## ①ICANN (※1) における、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応に関する議論の推進

**1. GAC(政府諮問委員会)(※2) 会合における働きかけ**

- ICANN70～72 (2021年3月～10月) の各会合において、ICANNとの契約を遵守していないレジストラの事例や、「レジストラホッピング」(ドメイン名を利用した不正行為の報告をレジストラへ行う度に、ドメイン名の登録が他のレジストラへ変更されること。)の事例を紹介するとともに、レジストリ・レジストラ(※3)に対してICANNとの契約遵守を徹底するための方策や、「レジストラホッピング」のような問題への対応方策をGAC内で検討することなどを提案した。(※4)
- ICANN73 (2022年3月) において、新たな課題として、同一の者と思われるレジストラントが、同じレジストラから異なるドメイン名を取得し、ドメイン名を利用した不正行為を継続している事例を紹介し、(1)ICANNコンプライアンス部門による継続的な監査や、(2)ICANN内の他組織と連携した対応策の検討等を提案した。(※4)

※1 ICANN( The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers )

ドメイン名やIPアドレスなどのインターネットの重要資源の管理・調整を行う組織

※2 179の国/地域と38の国際機関等の代表が出席、ICANNへ政府の立場から助言を行う組織。日本からは総務省が出席。

※3 レジストリ：ドメイン名の登録申請を受け付け、データベースの管理やアクセス手段の整備などを行う組織。

レジストラ：ドメイン名の登録希望者や所有者から申請や手続きを受け付け、レジストリと直接やり取りを行う組織。

※4 提案した全ての会合において、総務省の提案が会合の成果文書(コミュニケ)へ記載された。

**2. ICANN CEOへの働きかけ**

- 2021年9月に、ICANNのトップであるCEOのGoran Marby氏に対して、海賊版サイトで利用されているドメイン名を登録するレジストラへの対応について、働きかけを実施。
- ICANNコンプライアンス部門との意見交換など、引き続きICANNへ働きかけを実施する予定。

## 現状・課題等

- 海賊版サイトの収入源となる広告の掲出について、海賊版サイトの収入源を絶つための広告事業者による出稿抑制が有効ではないか。

## &lt; (一社) ABJ発表 (第6回会合) &gt;

- 海賊版サイトのリストを(一社) CODAに四半期ごとに提出し、広告出稿停止の取組を実施。その結果、まっとうなクライアントの広告は当該海賊版サイトにおいて、ほぼ表示されなくなった。
- しかし、**不法行為をいとわない海外の広告事業者の広告が表示**されるようになった。

## &lt; (一社) JIAA発表 (第8回会合) &gt;

(第8回会合を踏まえ、追記予定)

### これまでの主な意見

- ひどい広告が載っているとの説明があったが、そのとおりだと思う。これは裁判になり、恐らくSSPと呼ばれる媒体側の広告代理店だと思うが、海賊版サイトに広告を掲載することは、著作権者との関係で不法行為であるということで高額な損害賠償請求が認められた。これを広く利用できるのではないか【森構成員(第6回会合)】
- アクセスする人に対し非常に不健全な広告が出たり、あるいは広告を消すといった行為をしたときに、非常に危ないことが起こるということを経験してないユーザーが非常に多いというのが現状なのかなと思うと、アクセスユーザーサイドに対しての周知や、情報が盗まれているというプライバシーに関する問題が起こっているというプロモーション、単に権利者の権利を侵害しているということだけではなく、ユーザー自身にもリスクがあるということも、一緒に周知するのが非常に有効ではないか【江崎座長代理(第6回会合)】(再掲)

## 現状・課題等

- 著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるサービスについて、一定の要件下でのキャッシュの削除等、不正利用の抑制が有効ではないか。

## ＜日本ネットワークイネイブラー（株）発表（第6回会合）＞

- CDN（Content Delivery Network）は米国を中心としたグローバルな事業者が提供する、多数のエンドユーザからのコンテンツへの大量のアクセスを処理するための仕組み。コンテンツを多数の「キャッシュサーバ」と呼ばれるサーバに一時的にコピーし、エンドユーザからのアクセスを分散している。
- CDNの利用により、大量のアクセスへの対応やコンテンツ配信の効率向上、応答時間の短縮（低遅延）、可用性の強化、オリジンサーバやバックボーンへの付加の低減、オリジンサーバの隠蔽、コンテンツの利用を不可にするDDoS攻撃の効果を低減するなどの効果が見込まれている。
- CDNの特徴は、①取り扱うデータの単位がファイル単位であること、②コンテンツを一定期間保持していること、③エンドユーザからのアクセス先がCDN事業者のキャッシュサーバ（通信のエンドポイント）となることが挙げられる。
- 本来であれば、CDNはコンテンツ所有者・エンドユーザ・ISPのそれぞれにメリットがあるサービスであり、CDNなしには現在のインターネットは成り立たない。
- 悪性コンテンツの配信にCDNを利用されるとその影響力は甚大。悪性コンテンツの配信にあたって、CDNは被害を数千倍に拡大する能力を有している。

## 現状・課題等

## &lt;丸田弁護士発表（第6回会合）&gt;

- 海賊版サイトがCDNを利用するメリットは、以下3点。
  - オリジンサーバが送信するデータ量を減らすことができること
  - 閲覧者のアクセス速度を速くすることができること
  - オリジンサーバのIPアドレスを外から見えなくすることができること
- これらのメリットにより、海賊版サイトの運営者は、コスト削減等の効果を得て海賊版サイトの運営を可能にしている。
- **2021年12月の月間アクセス数トップ10のうち9サイトがクラウドフレアのCDNサービスを利用**。クラウドフレアのCDNサービスが大規模、無料サービスが充実、本人確認が緩い、事後対応が緩いという4つの特徴により、海賊版サイトにとって非常に使い勝手が良いものとなっている。

## &lt;平井弁護士発表（第6回会合）&gt;

- クラウドフレアで用意された唯一の公式窓口であるAbuse Reportに所定の情報を入力すると、比較的早期に（通常一両日中）に、ホスティングプロバイダの事業者名や国名、連絡先メールアドレスがメールで届くが、その**内容が不十分かつ不正確**。また、それ以上の対応としてキャッシュ削除やサービス停止などの対応をとらないことが問題。
- 2019年6月、KADOKAWA、講談社、集英社、小学館の4つの出版社とクラウドフレアとの間で、クラウドフレアのサーバに記録されているキャッシュを削除するスキームが合意された。
- 本スキーム発動の事前措置として、ホスティング事業者への警告と裁判所での仮処分決定が必要なためドメインホッピングに対して無力であるといった問題点があり、出版社から本スキームの改善をクラウドフレアに要求しているが、改善が見られない。

## 現状・課題等

<Akamai Technologies, Inc. 発表（第7回会合）>

- Akamai社のプラットフォームを利用する際、知的財産権侵害があった場合にそのユーザのサイトを同社のプラットフォームから削除することができることを記載した利用規定を用意。また、Akamai社がユーザと契約する際に、必ずその会社が正規かつ合法的な企業体であるということを確認している。
- 違法なサイトや正規でないコンテンツをユーザが削除しない場合、そのサイトやコンテンツを同社のネットワークから削除。そのプロセスは、削除申請がなされたコンテンツを同社のネットワークから削除した後、そのコンテンツを保有するユーザに削除通知を出し、削除申請が正当なものかどうかの調査を行う。そして、削除申請が妥当ではないと判断したときには、削除したコンテンツを復元する。
- ユーザの権利とコンテンツの権利者の2つの権利をうまくバランスを取って守らなければならないため、このプロセスがベストな方法。

<Cloudflare, Inc. 発表（第7回会合）> ※発言内容及び質疑応答は非公開

- クラウドフレアは、サイバー攻撃から身を守ることを支援するツールは、資金力のある大企業だけでなく、規模の大小にかかわらず誰にでも利用可能であるべきだという信念・哲学を有している。そのような理由から、クラウドフレアは、無料のサービスと低価格のサービスを提供している。これらのサービスを終了してもコンテンツをインターネットから除去することにはならない。単にウェブサイトがサイバー攻撃を受けやすくなるだけである。
- 著作権者を支援するため、苦情申立プロセスを権利者にとって簡単で効率的なものにするツールを開発して提供するほか、権利者の権利侵害申立が、当該コンテンツを削除できる者に転送されるようにしている。
- プライバシーはクラウドフレアのコアバリュー。ユーザの個人情報はそれを収集した目的でのみ使用し、ユーザの個人情報情報を第三者へ提供する際は、事前に適正な法的手続きを経ることを求めている。サービス可用性に関して措置を求める要求は、反論する機会が提供される独立した法的手続きを通じて審理・判断されることが最善。
- 日本の出版社が速やかにキャッシュの停止を実現できるよう、独自の紛争解決の枠組みを構築しているほか、総務省や日本の権利者と対話を継続。

## これまでの主な意見

- 日本のCDNの事業者から話を聞いたところ、**海賊版サイトというのは日本のCDNを使わずに海外のCDN、その上位10社中9社がクラウドフレアという報道があったが**、それは結局のところ自分たちが責任を追及されないようにすることができるからなんだと思う。日本の事業者だと身元確認をして、削除要請があれば削除するが、海外の事業者を使えばそうはならない。それが彼らの習性だと聞いた。そういう意味では、日本の事業者が一定の社会的要請に応じて対策するが、海外の事業者はしないという、いわゆる一国二制度と言われているところの外側の部分が、この海賊版対策においてもまさに顕著に現れていると思う。ここがこの検討会において今後重要な課題となると思う。【森構成員（第5回会合）】
- 今回、幾つかメニューに挙がっているうち、CDNに関しては、恐らくCDNのほうで、ある一定の条件の下であれば、さして大きな負荷なく実施できるような措置があるのではないかと思うため、そこをきちんと確認した上で、あるいはCDN以外でもそうだが、適法と思われるような行為、その他を抑止しないということを確認の上での規律というのを導入していくということを考えたらいいのではないかと思う。【田村構成員（第5回会合）】
- プラットフォーマーの中には、ヘイトやフェイクといった有害情報を検知し、削除する取組を行っており、そのような技術は既に存在すると考える。CDN 事業者においても、同様の取組を行うことが可能ではないか。【江崎座長代理（第5回会合）】
- 特にクラウドフレアに関しては、**自らのCDNサービスが違法行為に利用されないよう改善の余地があるのではないかという話は全くそのとおりだ**と思う。改善の余地があるというより、ここまで不可欠な役割を果たしている、損害を拡大しているということ。また、トップ10の中の9つに使われており、さらに日本政府からもそういう指摘を受けているということわけなので、対話のタイミングは既にかかなり以前に過ぎており、あとは法的責任を追及することも十分可能であるように感じる。そういうことがないと、恐らくやめる動機が働かないということで、この事態になっているのではないか。私の個人の意見だが、法的責任を追及することを検討していただきたい【森構成員（第6回会合）】

### これまでの主な意見（続き）

- 問題の10サイトのうち9サイトが特定のCDN事業者であることを考慮すると、CDNの運用一般を改善する必要があるのではなく、特定のCDN事業者の問題があるということではないかと思われる。例えば、身元確認を厳密に行わないなどの対応は、違法な商売をしようとする人たちを集めているという評価も可能ではないかと思う。過去、2ちゃんねるがIPアドレスを取っていないことを告知しており、そのような対応が違法な投稿を助長するとして、2ちゃんねる自体に問題があると評価されたことを考えれば、特定のCDN事業者自体への責任追及も考え得るのではないか。なお、特定のCDN事業者に関して言えば、著作権侵害だけではなく、誹謗中傷等についても同じような対応をしており、問合せをしてもJPNICのアドレスを返してくるということを知っているため、全般にそういう対応をしていると思う【上沼構成員（第6回会合）】



- 各社において、利用規約において著作権侵害を禁止する旨の記載をしており、また、利用規約違反があった場合の対応を定めるとともに、違反申告の受付態勢も整えている。
- アカマイ及びAWSでは、利用開始時において本人確認手順がとられている。

	クラウドフレア	アカマイ	AWS
CDNサービスの利用料金	<p><b>無料</b></p> <p>有償オプションはセキュリティ等の追加サービス</p>	<p><b>非公開</b></p>	<p><b>従量制料金</b></p> <p>1TB以上有料 (1TBまでのデータ転送は無料)</p>
利用開始時の本人確認手順の有無	<p>×</p> <p>無料サービスの場合、メールアドレスのみで利用可能</p>	<p>○</p> <p>氏名、メールアドレス、会社名、電話番号等が必須</p>	<p>○</p> <p>AWSアカウント作成において、氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報の入力及びSMS認証が必須</p>
利用規約における著作権侵害を禁止する旨の記載の有無	<p>○</p> <p>Cloudflare Self-Serve Subscription Agreement <a href="https://www.cloudflare.com/terms/">https://www.cloudflare.com/terms/</a></p>	<p>○</p> <p>利用規定 <a href="https://www.akamai.com/ja/legal/privacy-and-policies/acceptable-use-policy">https://www.akamai.com/ja/legal/privacy-and-policies/acceptable-use-policy</a></p>	<p>○</p> <p>AWS利用規約 <a href="https://aws.amazon.com/jp/aup/">https://aws.amazon.com/jp/aup/</a></p>
利用規約違反があった場合の対応に関する記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーアカウントの停止または終了</li> <li>・アクセスの一時停止もしくは終了</li> </ul> <p>※ 利用規約上クラウドフレアは上記の権利を有するが、いつどのように当該権利を行使するかは個別の事案ごとに判断。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該コンテンツへのアクセスをブロック</li> <li>・影響を受けた同社のサービスを一時停止または終了</li> <li>・適切と判断するその他のあらゆる措置を取る場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツやリソースの削除</li> <li>・アクセス無効化</li> </ul>
違反申告受付態勢	<p>○</p> <p>通報フォームにより報告可能</p>	<p>○</p> <p>オンラインフォームにより報告可能</p>	<p>○</p> <p>「Amazon AWS 不正使用レポートフォーム」により報告可能。</p>

各社のHPで公開されている情報をもとに事務局において作成し、各社において確認、追記。

## 現状・課題等

- 海賊版サイトへのアクセスの足がかりになる検索サイトにおける検索結果の表示について、検索業者による一定の要件下での削除等の対応が有効ではないか。

## ＜平井弁護士発表（第6回会合）＞

- 月間アクセス数が1億回前後の大手海賊版サイトの検索からの流入が10%を切るのに対し、月間アクセス数が300万回前後の成長途上の海賊版サイトでは、検索からの流入が約25%にのぼる試算。多くのリピーターを抱えると検索からの流入の割合は減るが、**成長段階では検索エンジンが大きく寄与している。**
- 特定の出版社1社だけで、Googleに対して月間5万件、Bingに対して月間5万件の削除申請を行っている。
- 削除申請の対象がドメイン単位ではなくURL単位のため削除対象のURLが膨大であること、URLを再設定することで容易に潜脱可能であること、カテゴリページなどの違法コンテンツが掲載されていないページは削除できないなどの問題点があり、一部でもページが残ると、そこから海賊版サイトに流入可能であり、問題。
- 検索結果から削除されると、検索結果の末尾に、「権利者からの申立てに基づいて削除された」旨表示されるため、当該箇所をクリックして、メールアドレスを入力すると、削除されたURLなどの情報が掲載されたページへのリンクが送られ、当該サイトにアクセス可能ということも問題。
- Googleにおいて大量の削除申請を受けたウェブサイトについては、ドメイン単位で検索結果の表示抑制をする仕組みを用意しているが、その要件が明らかにされていないことや、その効果が限定的。

## 現状・課題等

## &lt;ヤフー（株）発表（第7回会合）&gt;

- 漫画海賊版対策の一環として、法律専門家を委員とする検索有識者会議を開催し、検索結果で著作権侵害が疑われる場合の非表示基準を検討。その検討結果をまとめた報告書を令和4年3月14日に公表。その報告書で示された基準に即する形で、**主要な海賊版サイトの3つに関し、ドメイン単位で措置を実施。**
- ドメイン単位で非表示措置をすることによって権利侵害情報が掲載されていないページを巻き込んで削除してしまうというリスクがあるため、**原則としてURL単位での非表示措置**を講じる。しかし、**一定の基準をもって例外的にドメイン単位での非表示措置も検討。**
- 非表示基準の枠組みについては、
  - 検索結果の表示内容自体に権利侵害情報が掲載されている場合
    - ・ **検索結果の表示内容自体から権利侵害があることが明白であれば非表示措置**を講じる。
  - 検索結果に権利侵害サイトへのリンクが掲載されている場合（検索結果の表示内容自体には権利侵害情報が掲載されていない場合）
    - ・ 原則として**元ページに対して削除を求める仮処分が取得できている場合**など、補充性を満たしている場合には**検索結果を非表示。**
    - ・ ただし、例外的に補充性を満たさない場合であっても、**権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、権利侵害に重大性または非表示とする緊急性もしくは悪質性が認められる場合には検索結果を非表示。**
- 当該サイトのアクセス数や権利侵害コンテンツの掲載量、加速的なアクセス数の増加率、検索サービスから当該サイトへの流入数等を総合的に考慮して**重大性・緊急性（悪質性）**を判断。

## 現状・課題等

## &lt;Google LLC発表（第7回会合）&gt;

- 著作権法を含む現地の法律の遵守やサイト所有者の要求など、限られた状況においてのみ、検索結果からコンテンツを削除。
- 例えば、Google以外に対してウェブサイト全体を閉鎖またはブロックすべきであると裁判所が決定した場合、通常その要求に自発的に応じ、裁判所の命令を実現するために、その法域の検索結果からそのサイトを削除（例：日本のISPに対する訴訟において、特定のドメインをブロックするようISPに命じる裁判所の命令があった場合、ウェブフォームを通じて裁判所の命令を受け取り次第、日本の検索結果からそのドメインを削除し、その命令を実現）。
- 著作権者がGoogleのほぼ全てのサービスに対して削除通知を提出するために使用できるオンラインのウェブフォームを開発。また、適切な通知を提出しているとの実績が実証されており、かつ毎日数千ページ分もの削除リクエストを継続的に提出する必要がある著作権保有者を対象としたソリューション（**Trusted Copyright Removal Program**）を提供し、提出プロセスをさらに合理化。これにより、著作権保有者や執行代理人は大量の削除リクエストを継続的に提出することができる。
- Google検索は毎年多数のウェブページの削除通知を処理しているが、インデックスに登録されていないウェブページの通知も受けているため、その大部分はGoogle検索の結果に表示されることがない。それでもGoogleはそのウェブページが検索結果に表示されないように積極的にブロック。
- 著作権保有者からの通知を受け検索結果からページを削除することに加えて、一定のサイトに関して受け取る著作権侵害による削除通知の有効件数を、検索結果のランキングを考慮する際の数百ものシグナルの内の1つに織り込んでいる。その結果、Googleが**有効な著作権侵害による削除通知を大量に受け取っているサイトに関しては、検索結果の下位に表示**されるようになる（**降格シグナル**）。

（出版社との個別の取組について、第8回会合を踏まえ、追記予定）

## これまでの主な意見

- グーグルとヤフーでは全然検索結果が違っている。サイト名で検索すると、私の手元では、グーグルの場合は出てくるが、ヤフーはABJ「STOP！海賊版」が出てきて、それ以外は出ないので、そういう意味では対策されきっていると思う。【森構成員（第5回会合）】
- 検索結果の表示も、違法情報を検索結果として表示することについては様々な変遷があったが、最終的にはプライバシー侵害のケースについて、平成29年の最高裁決定が出ている。「明らか」基準で判断するというので、これが著作権侵害にそのまま使えるかどうかは分からないが、一定程度、近い枠組みで判断される可能性はあると思うため、法的責任を追及していくきっかけとなり得るのではないかと思う。ちなみに平成29年度の決定に至るまでは様々な判決があり、例えばスニペットに違法情報が出てないと駄目だということもありましたので、トップページに著作権侵害がなかったら削除しないという、検索サービス側の抗弁・基準が理解できないとはいわない。しかしどこまで違法情報を検索結果として表示することが、どういう基準で違法となるのかというのは、誹謗中傷やプライバシー侵害との関係でも様々な考え方があり、最終的にはスニペットとは関係なく、検索結果として表示するウェブサイトが違法なら検索結果の表示も違法ということがあり得る。検索事業者側での基準が裁判所の採用する基準と同じであるという保証は全くない【森構成員（第6回会合）】
- 検索について、自主的な削除基準を持っているが、それと法的責任というのは全く同じではあり得ず、損害発生状況やそれに対する寄与の状況によって検索事業者の削除義務の範囲は決まると思う。URL単位でしか削除しないというのは事業者の独自のルールであろうかと思う。違法情報しかホストとしていないような違法サイトであれば、そのドメインごと検索結果を表示しないでくれということも十分成り立つような気がする。また、検索事業者によっては検索をしても海賊版サイトが表示されない代わりに「STOP！海賊版」が表示されるような検索事業者もいるわけですので、そのような違いも併せて考えれば、あまり十分に対策をしていない検索事業者の法的責任を基礎づけることになるかと思う【森構成員（第6回会合）】

## 現状・課題等

## &lt; (公財) 日本漫画家協会 (第5回会合) &gt;

- 海外ユーザに関して、ある出版社では無料で、かつ日本と同時に多言語で最新話を公開するような取組を行っており、わざわざ海賊版で読む必要性が無くなることから、こういった正規版デジタルコンテンツの流通促進が海賊版対策にとって重要ではないか。
- ストリーミングサイトに関しては有効な対策がないため、どうしてもサイトブロッキングと考えたくなるが、日本漫画家協会では、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があり、国民の生活に直接影響するサイトブロッキングに対して、これを漫画家の権利を守るためという理由で導入することに大きな違和感を抱いている。ブロッキングは諸刃の剣になりかねないと危惧している。

### これまでの主な意見

- 通信の秘密とフィルタリング／ブロッキングの要件との関係で、通信の秘密の第三者による利用については、緊急時と、個人の同意があった場合のみであると認識している。海賊版サイトのフィルタリング等に関する議論は、個人の同意のみに基づいて行うのが適当だろう【江崎座長代理(第5回)】
- ユーザー属性について、海賊版サイトにアクセスする人は、正規版の潜在的なユーザーでもあると考えられる。金銭的余裕がないものの、時間的余裕がある人が海賊版サイトに興味を持っているのではないか。【江崎座長代理(第5回会合)】(再掲)
- やはり制度としてはキャンペーンにだけ頼らずとも、うまく回っていくような仕組みを用意する視点は非常に重要。キャンペーンを超えて、それ以外の対策をどう考えるかが肝要。そのときに考えなければならないのは、様々なインターネット関係のインフラストラクチャーは文化の担い手でもあるため、この趣旨を超えて、逆に適法なコンテンツの流通や普及が途絶えてしまうとか、あるいは抑制されてしまうということがないようにしなければならない。【田村構成員(第5回)】
- 我々の議論の報告書等の資料をグローバル空間で共有するため英文で出すのも非常に効果的だと思う。様々な国でこの情報が共有されるという状況をつくっていかなければならない。【江崎座長代理(第6回会合)】
- これだけ苦労されていることを、一般の人はなかなか知らないと思うため、まずそれを知らせたい。海賊版サイト自体はABJの警告などを見ても、海賊版と知りながらダウンロードすることが犯罪というふうに書いているが、アップロード自体が犯罪だということをきちんと伝えていくということと、それを無料だからいいやと思って気軽に見ていても、広告などに問題があり危険があるということを知らせることが重要だと思う。また、違法にアップロードをしている人を大手の事業者が結果的に助けてしまっているという現実・事実も知らせていくことが大切だと思う。検索エンジンによって出る出ないといことがいろいろあるということも含めて、きちんと知らせていきたい【長田構成員(第6回会合)】

### 3. 今後の取組の方向性（案）

---



#### 今後の取組の方向性（案）

##### （総論）

- 著作権利権者、民間事業者、事業者団体などの取組により、特にアクセスを集めていた海賊版サイトが一部閉鎖するなど、海賊版サイトへのアクセス抑止に一定の成果が見られる。一方で、後継サイトや模倣サイトが引き続き多数存在しており、大量のアクセスを集める海賊版サイトが再度登場し隆盛するおそれがある。
- 海賊版サイトへのアクセスの抑止を図るためには、引き続き、政策メニューに記載された業界をまたぐ関係者間の協議や普及啓発の取組、端末側での警告表示の取組等を継続・改善する必要があるのではないか。
- また、新たな海賊版サイトや後継の海賊版サイトの登場や隆盛を防止する観点からも、検索結果を通じた新興海賊版サイトへの流入の防止、CDNサービスによる海賊版サイトの設備投資の軽減と急成長への寄与の防止、ドメインなどのインターネット資源が海賊版サイトに悪用されることの防止など、海賊版サイトの運営に関連するエコシステム全体へのアプローチを強化する必要があるのではないか。
- そのためにも、海賊版サイト対策に関わる権利者や、検索事業者、CDN事業者をはじめとする民間事業者間など、業界を超えた協議の継続や、外国政府や国際機関、国際的な場（ICANN、IGF等）などマルチステークホルダーによる協議、働きかけの強化やその支援を通じて、実効的な取組を推進する必要があるのではないか。
- 引き続き、海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に留意して進める必要があるのではないか。

#### 今後の取組の方向性（案）

##### 【3-1 政策メニュー】

##### （1）ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ユーザが海賊版サイトにアクセスすることが著作権侵害やひいては文化の破壊につながりかねないことを踏まえ、より多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまるように、普及啓発を継続する必要があるのではないか。その際、例えば違法にアップロードされたサイトを閲覧することが犯罪行為の助長につながるということなども併せて周知することが有効ではないか。また、特定サイトのアクセスを防止するだけでなく、著作権侵害を行う海賊版サイト全体へのアクセスを思いとどまらせる観点からの普及啓発が必要ではないか。

##### （2）セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- 主にライトユーザがアクセスしようとするサイトが海賊版サイトであると自覚せずにアクセスすることを防ぐ観点から、引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を行うことが必要ではないか。
- より多くのユーザが海賊版サイトへのアクセスを思いとどまるように、アクセス抑止機能が未導入のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入を働きかけることが必要ではないか。その際、例えば、有料のセキュリティ対策ソフト事業者への働きかけに加え、無料のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入に向けた働きかけを行う必要があるのではないか。
- セキュリティ対策ソフトによる海賊版サイトへのアクセス時の警告に関するユーザの受容度に関する意識調査や、警告表示がユーザが海賊版サイトへのアクセスを思いとどまるのに貢献した程度などについて、引き続き効果検証を行う必要があるのではないか。

##### （3）発信者情報開示に関する取組

- 権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求の簡易化・迅速化を図る改正プロバイダ責任制限法について、特に海外事業者に対する請求を迅速化する観点から、2022年（令和4年）10月1日の施行に向け、関係機関との連携や周知などを行う必要があるのではないか。

#### 今後の取組の方向性（案）

##### 【3-1 政策メニュー（続き）】

##### （4）海賊版対策に向けた国際連携の推進

- 海賊版サイト運営者が、検索非表示を逃れる目的などで、既存の海賊版サイトを削除し新たなドメインを取得してサイトを移転するドメインホッピングを行い運営を続けている。このようなドメインの不正利用への方策を検討していくため、国際的な場（ICANN等）への働きかけを継続して行う必要があるのではないか。
- 国際的な場（ICANN等）における議論の推進に際しては、インターネット空間への国家による過度な介入とならないよう留意しながら、海賊版サイトを巡る問題について、特定のサイトの運営者がドメインホッピングなどを行いインターネット資源を悪用していることや、特定のサイトの運営者の登録情報をレジストラが正確に把握することの必要性について、積極的に認識共有を図り、ICANNにおける実効的な対策を促す必要があるのではないか。
- 海賊版サイトの多くが国外にサーバが設置されていると目される事実を踏まえ、摘発に向けた協力や海賊版サイトの運営の防止に向けた関係プロバイダ間の協力を促す観点から、引き続き二国間協議やマルチの国際会合の場などを捉えて協議を行う必要があるのではないか。

## 今後の取組の方向性（案）

## 【3-2 広告】

- 海賊版サイトの収益源となる広告について、海賊版サイトの運営目的を失わせる観点から、引き続き、関係者によるリスト作成・共有と、業界団体を通じた出稿枠の提供、広告出稿の停止の取組を行う必要があるのではないか。
- 海賊版サイトに現在も表示され続けている、いわゆるアングラな広告について、海外の出稿事業者への働きかけなどの必要な取組を検討するために、実態把握を行う必要があるのではないか。

## 【3-3 CDN】

- CDNサービス自体はインターネットの安定的な運用に不可欠であるが、海賊版サイトへの集中的なアクセスを可能にするCDNサービスについて、巨大海賊版サイト閉鎖後の後継サイトや新興サイトが、設備投資を経ずに急速に成長することを可能にしているという指摘がある。海賊版サイトの運営を困難にさせる観点から、利用規約などにおける著作権侵害目的での利用の禁止、サービスの利用目的の確認といった事前の対応、利用規約違反が明らかになった場合のキャッシュの削除やサービス停止などの仕組みの確実な実施など事後の対応といった、CDNサービス事業者による自社サービスが著作権侵害サイトに悪用されることを防止するための取組を促進することが必要ではないか。
- 例えば、海賊版サイトのうち2021年12月の月間アクセス数トップ10のうち9サイトがクラウドフレア社のサービスを利用しているという指摘を踏まえ、同社に対して、自社サービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった対応を促す必要があるのではないか。
- また、同社による海賊版サイトによる不正利用への対応が不十分であるという指摘を踏まえ、同社は、利用規約に基づく対応が適切に行われているか、例えば、権利者や第三者からの削除要請等の違反申告受付態勢、運用とその結果について、適切な説明を行う必要があるのではないか。
- ただし、CDNサービスの海賊版サイトへの悪用防止を促すに当たっては、通信の秘密の保護や検閲の禁止の規定に留意して進める必要があるのではないか。

#### 今後の取組の方向性（案）

##### 【3-4 検索】

- 海賊版サイトへの検索サービスからの流入について、特に新興の海賊版サイトが検索サービスから流入しやすいことを踏まえ、これを抑止する観点から、検索事業者と出版権利者間の協議などにより事前に定められた手続きに従って海賊版サイトの検索結果から非表示にする取組を継続・改善する必要があるのではないか。
- また、当該検索事業者と出版権利者間の検索結果からの非表示に関する協議を継続するとともに、一定の条件を満たす場合の海賊版サイトのドメインごと検索結果から削除する取組について、特に、特定の海賊版サイトがドメインホッピングをした結果設立される後継サイトや新興サイトへの対応が十分機能しているか、効果検証を継続的に行う必要があるのではないか。
- ただし、検索サービスが有する情報流通の基盤としての側面や、表現の自由の保護、検閲の禁止の規定に留意して進める必要があるのではないか。

##### 【3-5 その他】

- 正規版の流通促進について、ユーザが海賊版サイトにアクセスするインセンティブを失わせる観点や、海賊版サイトのユーザは潜在的な正規版のユーザであるという観点からも、正規版の流通について一層促す必要があるのではないか。
- 海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキング\*は通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘も踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要があるのではないか。

\*「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（更新版）（2021年4月）」において、サイトブロッキングは「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」するものと位置づけられている。

# (参考) 海賊版サイトの構造/運用の例

検索サイト

kaizoku\_manga



海賊版サイト

HTMLファイルなどを格納



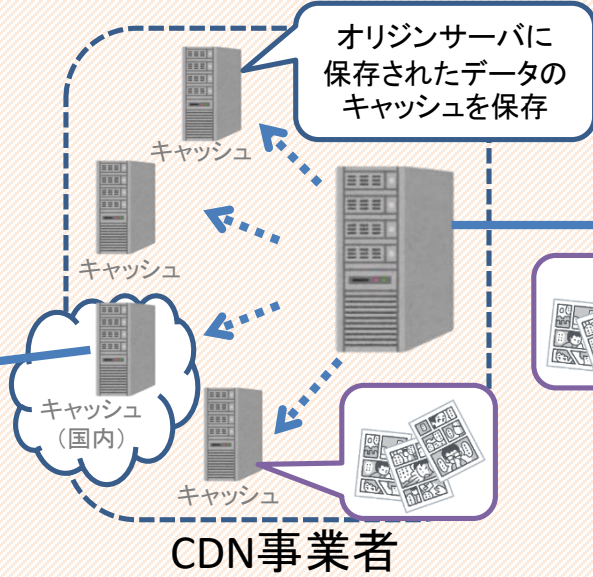
kaizoku\_manga.net  
フロントサーバ

ホスティング事業者B

フロントページの格納先  
("ガワ"のサーバ)

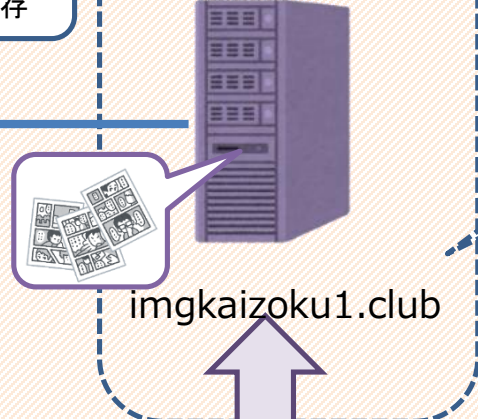
## 海賊版コンテンツの格納先(画像蔵置サーバ)

オリジンサーバに保存されたデータのキャッシュを保存



CDN事業者

オリジンサーバA



ホスティング事業者A

海賊版サイトの運営者



レジストラX

契約関係

契約関係

契約関係

契約関係

違法複製された画像ファイル(海賊版コンテンツ)をアップロード



広告収入

